

参考 指定基準に規定されている研修

| | 認知症対応型通所介護 | 小規模多機能型居宅介護 | 認知症対応型共同生活介護 |
|---------------------|------------|---|----------------------------|
| 代表者 | | 認知症対応型サービス事業開設者研修 基準第 65 条 | 基準第 92 条 |
| 管理者 | | 認知症介護実践研修（実践者研修）※ + 認知症対応型サービス事業管理者研修 | 基準第 43 条 基準第 64 条 基準第 91 条 |
| 介護支援専門員・ 計画作成担当者 | | 認知症介護実践研修（実践者研修）※ + 小規模多機能型 サービス等計画 作成担当者研修 | 基準第 90 条 基準第 63 条 |

※ 認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講要件

(備考)以下の要件に該当する場合には、上記研修を受講したものとみなされる。

| みなし措置の要件 | |
|---------------------|--|
| 代表者 | 平成 17 年度までに、都道府県又は指定都市が開催した実践者研修（旧基礎課程を含む。）、実践リーダー研修（旧専門課程を含む。）、認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症介護指導者研修若しくは認知症高齢者グループホーム開設者研修の修了者 |
| 管理者 | <ul style="list-style-type: none">平成 17 年度までに、都道府県又は指定都市が開催した実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了し、平成 18 年 3 月 31 日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の業務に従事している者平成 17 年度に都道府県が開催したグループホーム管理者研修の修了者 |
| 介護支援専門員・ 計画作成担当者 | |